美瑛町障がい者福祉計画

（計画期間　平成 27 年度～平成 36 年度）

the most beautiful
villages in japan
「日本で最も美しい村」連合

美　瑛　町

は　じ　め　に

美瑛町では平成１７年３月に「第１次美瑛町障がい者福祉計画」を策定しました。その後も平成１８年の障害者自立支援法施行による大きな制度改正に伴い、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で共に暮らし、誰もが自分の能力を活かして平等に社会に参加できる環境の実現を目指して障がい者施策に取り組んできたところです。

一方で、その間にも社会情勢や障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化してきており、国では、障害者権利条約の締結に向けて「障害者基本法」の改正を行い「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」を成立させるとともに、平成２５年４月からは「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とし、障がいのある人の範囲に新たに難病等も対象に加わりました。また、平成２５年６月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、続いて、平成２６年１月には、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が批准され、障害のある人の人権擁護に向けての法整備は、急速に進んでいます。

この「第２次美瑛町障がい者福祉計画」は、こうした情勢の変化を踏まえるとともに、前計画の「共生社会」をさらに進め、誰もが地域で自立した生活を送ることができる社会を実現していくために策定いたしました。

本計画は「障がいのある人もない人も、一人ひとりが互いの人格と個性を尊重し、支え分かち合い、安心して暮らせる共生社会の実現」を基本理念とし、障がいのある人もない人もみんなで力をあわせ安心して暮らすことができる地域社会づくりに向けて、着実に推進して参りたいと考えているところです。

結びになりますが、本計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました美瑛町地域自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、関係団体・機関の皆様並びにアンケート調査にご協力いただきました多くの町民の皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

平成２７年３月

美瑛町長　　浜　田　　哲

目　　次

第１章　計画の基本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　**１～３**

１．計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２．計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
３．計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
４．計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
５．計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

第２章　障がいのある人の状況等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　**４～１０**

１．身体障がい者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４～５
２．知的障がい者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６～７
３．精神障がい者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８～９
４．その他・・・　１０

第３章　計画の施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　**１１**

第４章　計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　**１２～３７**

１．理解と交流の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　**１２～１４**
（１）広報・啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
（２）地域福祉・ボランティア活動への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
（３）障がい者団体との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

２．福祉サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　**１５～１８**
（１）情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
（２）相談体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
（３）在宅サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
（４）施設サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

３．保健・医療の充実・・・

第１章　計画の基本

１．計画の趣旨

美瑛町では、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画として、平成１７年３月に「美瑛町障がい者福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人もお互いに人権を認め合い「共に生きる社会」の実現をめざして、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」のもと、その実行に努めてきました。この間、国際社会においては、平成１８年に国際連合において、障害者の権利及び尊厳を保護し促進するため、「障害者の権利に関する条約」が採択され、平成２０年から発効しています。

我が国は平成１９年に同条約に署名し、それ以降同条約の締結に向けた国内法の整備を進めてきました。平成２３年の「障害者基本法」の改正においては、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障がいと社会障壁によって日常生活や社会生活に制限を受ける人を障がい者とする社会モデルに基づく障がい者の概念や、合理的配慮の概念が盛り込まれました。また、障がい者虐待の防止や障がいを理由とした差別の解消を図るため、平成２３年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」といいます。）」が、平成２５年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」といいます。）」が制定されました。

また、平成１４年に策定された国の「障害者基本計画」に基づき障がい者施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、平成１６年に「発達障害者支援法」、平成１７年に「障害者自立支援法」、平成１８年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」といいます。）」、平成２４年に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」といいます。）」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）」が制定されるとともに、平成２５年には「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」といいます。）」及び「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」といいます。）」が改正されるなど、各分野において着実な取り組みが進められてきました。

こうした国内法の整備を受け、我が国においては、平成２６年１月２０日に「障害者の権利に関する条約」を批准し、同年２月１９日に発効することとなりました。

このように、障がい者を取り巻く環境が大きく変わる中、国において、平成２５年９月に「障害者基本計画（第３次）」が策定されました。美瑛町においても、こうした変遷を踏まえ、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成２７年度からの１０年間を計画期間とする美瑛町障がい者福祉計画（第２次）を策定するものです。

２．計画の基本理念

本計画の基本理念については、現計画の考え方を引き継ぎ、障害のあるなしにかかわらず共に社会、経済、文化などあらゆる分野にわたって活動することを目的とする「ノーマライゼーション」の理念、障がいのある人の全てのライフステージにおける自立と参加を目指す「リハビリテーション」の理念と、すべての人々を孤独や孤立等から援護し、社会の一員として包み支え合う「ソーシャル・インクルージョン」に基づき、「障がいのある人もない人も、一人ひとりが互いの人格・個性を尊重し、支え分かち合い、安心して暮らせる共生社会づくり」とし、障がいのある人が社会の中で普通の生活が送れるよう環境を整え、町民の理解を深め、障がいのある人の自立と参加を促進し、共に生きる社会の実現を推進していきます。

３．計画の位置づけ

この計画は、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画と位置づけています。策定にあたっては、「第 1 次美瑛町障がい者福祉計画」（平成１７年度～２６年度）の基本的な考え方を一部引き継ぎながらも、障害者基本法の改正をはじめとする、この間の障がいのある人を取り巻く環境の大きな変化を踏まえた新たな考え方を盛り込み美瑛町における障がい者施策の総合的で計画的な推進を図ります。

また、「美瑛町まちづくり総合計画」との整合性を図るとともに、他の関連する計画等と調整を図りながら推進します。

４．計画の期間

計画の期間は、平成２７年度から平成３６年度までの１０か年計画とします。なお、社会情勢の変化などにより必要がある場合は、見直しを図ることとします。

５．計画の基本目標

この計画では、基本理念の実現に向けて、次の３つの基本目標を定め、町民と行政が一体となって各種施策を計画的に推進します。

① 町民みんなが生きがいをもって共に暮らす充実したまちづくりの実現

福祉、保健、医療、教育、雇用など関連施策との連携によりライフステージに即した総合的な支援の推進に努め、障がいのある人一人ひとりの生活の質の向上を図るとともに、障がいのある人とない人の地域の中での交流やふれあいの場の確保を推進し、まちづくり・地域づくりへの参加による共助を進め、町民みんなが生きがいをもって共に暮らす充実したまちの実現を目指します。

② 障がいのある人が安全安心に暮らせるまちづくりの実現

障がいのある人が住み慣れた地域で必要な生活支援サービスを利用しながら、安全安心して生活できる地域づくりに向けて、障がい者を取り巻く社会環境や情報のバリアフリー化の推進やアクセシビリティの向上を図るとともに、地域の防災・安全対策の充実により、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。また、生活環境の整備などの公助や「障がいのある人への理解」を図り、誰もが住みやすく孤立しないまちの実現を目指します。

③ 障がいのある人が自分らしく暮らせるまちづくりの実現

障がいのあるなしにかかわらず社会、経済、文化などあらゆる分野にわたって活動できる社会づくりを進めるとともに、本人の希望や障がい特性に応じた支援などを促進し、働ける場の充実に努めることで自助を支え、誰もが自分らしく暮らせるまちの実現を目指します。

また、地域社会を構成する一人として、それぞれの能力を十分に発揮し、町内会などの住民自治活動、地域やコミュニティづくり活動、文化、サークル活動、スポーツ・レクリエーション活動、さらには、障がい当事者による自主的活動など、障がいのある人が自ら進んで参加できる場づくりを行う環境を整備するなど、社会参加の取組みを推進します。

第　２　章

障がいのある人の状況等

第２章　障がいのある人の状況等

１．身体障がい者

身体障がい者手帳の交付者数は、平成２６年４月１日現在、６６８人となっており、うち１級が１７２人（２５．８%）、２級が９９人（１４．８%）で１・２級の重度障がい者が全体の４０．６%を占めています。

また、機能別では、肢体不自由が４１７人（６２．４%）で最も多く、続いて内部障がい１３０人（１９．５%）、聴覚・平衡障がい８２人（１２．３%）の順となっています。

身体障がい者手帳交付状況

（平成26年4月1日現在）

級区分／機能別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合　計	（%）
肢　体　不　自　由	70	79	90	128	36	14	417	62.4%
視　覚　障　が　い	11	7	3	4	5	3	33	4.9%
聴覚・平衡障がい	0	10	9	25	0	38	82	12.3%
音声・言語障がい	0	1	4	1	0	0	6	0.9%
内　部　障　が　い	91	2	9	28	0	0	130	19.5%
合　　計	172	99	115	186	41	55	668	100.0%
（%）	25.8%	14.8%	17.2%	27.9%	6.1%	8.2%	100.0%	

身体障がい者手帳交付者の推移では、平成１７年と現在の身体障がい者手帳の交付者を比較すると、手帳交付者は、平成１７年の７３２人から平成２６年の６６８人と６４人（８．７%）減少しています。

内訳では、５・６級の軽度の身体障がい者は、７７人（４４．５%）減、３・４級の中度の身体障がい者は、７３人（３２．０%）増、１・２級の重度の身体障がい者は、６０人（１８．１%）減となっており、全体の交付者は減少しています。

身体障がい者手帳交付者数の推移

区　　分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平 成 １ ７ 年	180	151	89	139	51	122	732
平 成 ２ ６ 年	172	99	115	186	41	55	668

身体障がい者手帳交付者の年齢構成は、18 歳未満の障がい児が１．０%、18 歳～３９歳が３．３%、４０歳～５９歳が１２．３%、６０歳～７９歳が４１．９%、８０歳以上が４１．５%となっており、６０歳以上の高年齢者の占める割合は、８３．４%と非常に高くなっています。

また、年齢別の重度障がい者の占める割合は、１８歳未満が５７．１%、１８歳～３９歳が６８．２%、４０歳～５９歳が３５．４%、６０歳～７９歳が４０．４%、８０歳以上が３９．７%となっており、特に４０歳未満の年齢層において高い割合となっています。

身体障がい者手帳交付者の年齢・等級別の状況

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

級区分 / 年齢区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	構成率	重度障がい者の割合（1・2 級）
0～　9歳	1	1	0	0	0	0	2	0.3%	100.0%
10～17歳	1	1	0	0	2	1	5	0.7%	40.0%
18～29歳	3	2	0	2	0	0	7	1.0%	71.4%
30～39歳	8	2	1	1	1	2	15	2.3%	66.7%
40～49歳	5	4	2	6	5	0	22	3.3%	40.9%
50～59歳	15	5	9	17	8	6	60	9.0%	33.3%
60～69歳	24	13	13	29	9	7	95	14.2%	38.9%
70～79歳	49	27	36	55	9	9	185	27.7%	41.1%
80～89歳	54	34	45	58	5	19	215	32.2%	40.9%
90歳以上	12	10	9	18	2	11	62	9.3%	35.5%
合　計	172	99	115	186	41	55	668	100.0%	40.6%

２．知的障がい者

療育手帳の交付者数は、平成２６年４月１日現在で１６６人となっており、うち障がいが重度のＡ判定の方が５７人（３４．３%）、障がいが中・軽度のＢ判定の方が１０９人（６５．７%）となっています。

療育手帳交付状況

（平成26年4月1日現在）

区　分	男	女	合　計	構成比
療育手帳Ａ	35	22	57	34.3%
療育手帳Ｂ	72	37	109	65.7%
合　計	107	59	166	100%

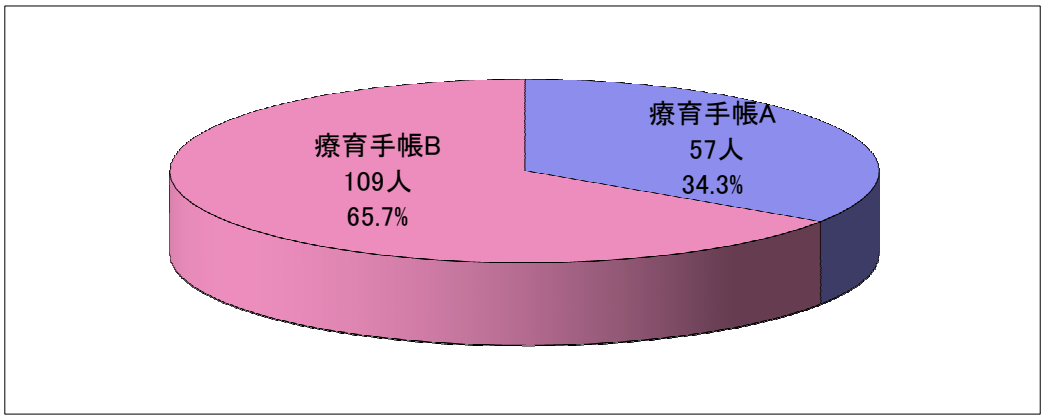

療育手帳交付者の推移では、平成１７年の手帳交付者１２４人に対し、平成２６年の手帳交付者が１６６人で、４２人（３３．９%）増加しています。

内訳では、Ａ判定（重度）が、平成１７年の５０人に対し、平成２６年では５７人と7人（１４．０%）増加、Ｂ判定は、平成１７年の７４人に対し、平成２６年では１０９人と３５人（４７．３%）増加しています。

療育手帳交付者の推移

区　分	A(重度)	B(中・軽度)	計
平成17年	50	74	124
平成26年	57	109	166

療育手帳交付者の年齢構成は、１８歳未満の障がい児が１９．３%、１８歳～３９歳が３２．６%、４０歳～５９歳が３１．３%、60 歳～７９歳が１５．０%、８０歳以上が１．８%となっており、１８歳～５９歳までの年齢層の交付者が多くなっています。

また、年齢別の重度障がい者（Ａ判定）が占める割合は、１８歳未満の障がい児が１５．６%、１８歳～３９歳が３１．５%、４０歳～５９歳が３６．５%、60 歳～７９歳が５６．０%、８０歳以上が６６．７%となっており、高齢者において重度障がいの割合が高くなっています。

療育手帳交付者年齢別・判定別の状況

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区分 / 年齢区分	A 判定	B 判定	計	構成比	重度障がい者構　成　比（A判定）
0～9歳	1	7	8	4.8%	12.5%
10～17歳	4	20	24	14.5%	16.7%
18～29歳	10	21	31	18.7%	32.3%
30～39歳	7	16	23	13.9%	30.4%
40～49歳	5	13	18	10.8%	27.8%
50～59歳	14	20	34	20.5%	41.2%
60～69歳	10	8	18	10.8%	55.6%
70～79歳	4	3	7	4.2%	57.1%
80～89歳	2	1	3	1.8%	66.7%
合　計	57	109	166	100%	34.3%

３．精神障がい者

精神障がい者保健福祉手帳の交付者数は、平成２６年４月１日現在、５１名おり、内訳は、重度の障がいの１級が３名（５．９%)、中度の障がいの２級が３２名（６２．７%)、軽度の障がいの３級が１６名（３１．４%）となっています。

精神障がい者保健福祉手帳交付の状況

等　級	1級	2級	3級	計
平成17年	1	7	0	8
平成26年	3	32	16	51

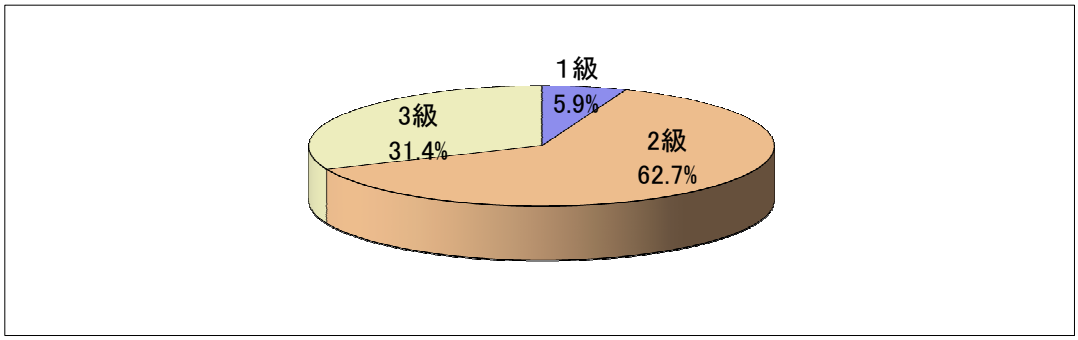

精神障がい者保健福祉手帳交付者の推移では、平成１７年の手帳交付者８人に対し、平成26 年の手帳交付者が５１人で、４３人（５３７．５%）増加しています。

内訳では、１級（重度）が、平成１７年の１人に対し、平成２６年では３人と2人（２００．０%）増加、２級（中度）は、平成１７年の７人に対し、平成２６年では３２人と２５人（３５７．１%）増加、３級（軽度）は平成１７年の０人に対し、平成２６年では１６人（皆増）増加となっており、全体として交付者が増加しています。

精神障がい者保健福祉手帳交付者の年齢構成は、１８歳未満の障がい児が０．０%、１８歳～３９歳が１９．６%、４０歳～５９歳が５４．９%、60歳～７９歳が２３．５%、８０歳以上が２．０%となっており、４０歳～５９歳までの年齢層の交付者が多くなっています。

また、年齢別の重度障がい者（１級）が占める割合は、全体としても５．９%と低い割合となっています。

精神障がい者保健福祉手帳交付者年齢別・等級別の状況

（平成26年4月1日現在）

級区分 / 年齢区分	1級	2級	3級	計	構成比	重度障がい者構成比（1級）
0～9歳	0	0	0	0	0.0%	0.0%
10～17歳	0	0	0	0	0.0%	0.0%
18～29歳	0	0	2	2	3.9%	0.0%
30～39歳	0	4	4	8	15.7%	0.0%
40～49歳	2	16	3	21	41.2%	9.5%
50～59歳	0	5	2	7	13.7%	0.0%
60～69歳	1	6	4	11	21.5%	9.1%
70～79歳	0	0	1	1	2.0%	0.0%
80～89歳	0	1	0	1	2.0%	0.0%
合　計	3	32	16	51	100%	5.9%

第　３　章

計　画　の　施　策　体　系

第３章　計画の施策体系

- １．理解と交流の促進
  - １．広報・啓発の推進
  - ２．地域福祉・ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動への支援
  - ３．障がい者団体との連携
- ２．福祉サービスの充実
  - １．情報提供の充実
  - ２．相談体制の充実
  - ３．在宅サービスの充実
  - ４．施設サービスの充実
- ３．保健・医療の充実
  - １．障がいの予防・早期発見
  - ２．医療・地域ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝの充実
  - ３．精神保健福祉施策の充実
- ４．療育・教育の充実
  - １．障がい児の早期療育の充実
  - ２．就学指導の充実
  - ３．特別支援教育の推進
  - ４．福祉教育と交流の推進
- ５．雇用・就労の支援
  - １．雇用機会の拡大
  - ２．就労への支援
  - ３．福祉的就労への支援
- ６．生活環境の整備
  - １．福祉のまちづくりの推進
  - ２．住宅環境支援
  - ３．公営住宅の整備
  - ４．道路・公園の整備
  - ５．交通・移動手段の充実
  - ６．防災・安全対策の充実
- ７．スポーツ・レクリェーション及び文化活動の推進
  - １．スポーツの振興
  - ２．レクリェーション・文化の振興

第　４　章

計　画　の　推　進

第４章　計画の推進

１．理解と交流の促進

（１）広報・啓発の推進

【現状と課題】

障がいのある人もない人も、住み慣れた地域の中で健やかにいきいきと生活ができる地域社会づくりを進めていくためには、権利擁護の推進をはじめ、障がい者に対する各種施策の推進はもとより、障がいや障がいがある人について正しい理解と協力を得る啓発や広報活動が重要となります。

本町では、これまで「広報びえい」による啓発、広報活動に取り組むとともに、「出会いふれあい祭り」「いきいきフェスタ」などの行事の機会を利用するなど、社会福祉協議会や福祉サービス提供事業者、関係団体と協力して、広報啓発活動に取り組んできました。

しかしながら、「障がい者アンケート」では、「あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか」についての回答者の 25％程度の方があるとの回答のとおり、障がいのある人の地域活動や社会参加についての理解がまだまだ深まっていないのが実情です。

このようなことから、障がいに関する理解不足や誤解のため、障がいのある人が偏見や差別等を受けることがないように、ノーマライゼーションの理念の一層の定着を図り「広報びえい」や町のホームページによる効果的な広報活動、関係機関・各種団体と連携しながら、様々な機会を通じた啓発、広報活動のより一層の促進が必要です。

【施策の目標】

① 広報・啓発活動の推進

障がいや障がいのある人に対する町民の理解を深めるため「広報びえい」や町のホームページ等を積極的に活用して広報・啓発活動を推進します。

②「障がい者週間」等の周知徹底

ノーマライゼーション理念の一層の定着を図るため「障がい者週間」（１２月３日～１２月９日）、権利擁護制度、虐待防止等の周知を推進するとともに、１２月９日の「障がい者の日」の町民への周知徹底を図り「障がい者の日」記念事業の実施に努めます。

③各種行事における交流機会の拡充

各種行事を通じて障がいのある人と町民がふれあえる場の提供に努め、相互の交流を通じて、町民の障がいのある人に対する理解の促進に努めます。

（２）地域福祉・ボランティア活動への支援

【現状と課題】

ノーマライゼーションの理念の実現には、障がいのある人が地域社会の一員として対等・平等に受け入れることのできる地域づくりはもちろん、地域の人が互いに支え合い、生きがいと思いやりを持って誰もが安心して暮らすことができる地域社会の形成が必要です。

また、町民が各種のボランティア活動などに気軽にかつ積極的に参加することで障がいのある人とのふれあいを通じて、障がいのある人に対する理解を促進することができます。

本町においては、社会福祉協議会においてボランティアのコーディネート、登録を行い、多くの町民団体やＮＰＯなどによる福祉ボランティア活動が広く実施されており、また、障がいのある人自らがボランティア活動に積極的に参加するなどボランティア活動への関心が町民の幅広い層に広がりつつあります。

しかしながら、現状としては地域福祉を支えるボランティアは一部の町民に限られていることから、地域福祉活動を推進するには、行政、地域住民、福祉関係団体などが相互に連携し、地域のネットワークづくりや各種ボランティア活動に積極的に参加できる体制づくりに努めるとともに、障がいのある人を支援するボランティアの養成や活動への支援、コーディネート機能の充実、活動機会の拡充が必要となっています。

【施策の目標】

①地域で支えあう福祉ネットワークづくりの推進

地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、町内会など身近な地域単位で、共に支えあう福祉ネットワークづくりを推進します。

②地域福祉・ボランティア活動の普及促進

社会福祉協議会など関係機関と協力し、地域福祉の担い手となるボランティアの育成、活動の支援、活動環境の整備を進め、地域福祉活動への町民やNPO 等の参加意欲が十分に発揮されるよう努めるほか、企業の社会貢献活動を推進します。

③ボランティア団体の支援

積極的にボランティア活動を行えるよう、情報の提供、活動の助言や交流の場の提供に努めます。また、取り組んでいる団体などの自主性、主体性を尊重しながら組織強化や活動の充実に向けた必要な支援を行います。

（３）障がい者団体との連携

【現状と課題】

本町には、障がいのある人やその保護者などで構成されている様々な団体があり、それぞれが障がいのある人への情報の提供や自主的な活動を展開しています。

障がいのある人が日常生活を営むうえで、これらの団体と密接なつながりを持ち活動に参加していくことは、社会参加を促進するための重要な要素のひとつとなります。しかしながら、現在、障がい者団体に加入される方がどんどん減少していき、団体の構成員の高齢化も相まって活動の低下が進んでいるのも現状です。

そのため、障がい者団体の徹底した周知や、団体相互の情報交換や連携による活動の活性化を図るとともに、障がい者団体が自主的活動に積極的に取り組めるよう必要な支援を行うことが必要です。

【施策の目標】

①障がい者団体の啓発と育成

障がい者団体と連携しながら、各種障がい者団体の活動内容の周知など啓発の推進と団体育成の支援に努めます。

②障がい者団体の活動支援

障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、障がい者団体の自主的な活動に対して必要な支援を行い、団体の活性化に努めます。

２．福祉サービスの充実

（１）情報提供の充実

【現状と課題】

障がいのある人の生活や社会参加の促進には、情報アクセシビリティの向上や意思疎通支援は非常に重要です。

本町では、広報・防災無線（ファックスでの情報提供を含む）による各種福祉制度やサービスの情報提供のほか、保健福祉課からの案内や「障がい者の手引き」の配布、各種障がい者団体を通じての情報提供に努めているところですが、障がいに関する福祉制度などについては、福祉政策の変化により制度の変更が多く、障がいのある人のニーズが多様になる中、さらに充実した情報をより迅速、的確に提供していくことが必要です。

また、「障がい者アンケート」では、福祉サービスに関する情報について20.3%の方が役場窓口又は町広報紙から得ており、今後より充実した情報提供が必要であり、障がい福祉サービスについての困っていることについても、「制度の仕組みがわからない」、「専門用語がわからない」等が 30%程度あり、障がいのある人のニーズに応じた情報提供が必要です。

【施策の目標】

①障がい者ニーズに即した情報の提供

広報、防災無線などを活用し、相談機会や場所、福祉サービス、福祉制度の変化など障がいのある人や家族の求める情報の的確な提供に努めます。

②情報・意思疎通の支援の充実

意思疎通に関して、障がい特性に応じた適切な支援ができるよう、手話通訳者・要約筆記者等の派遣事業を実施するとともに、事業の広報啓発に努めます。

③サービスに関する情報の周知徹底

障がいのある人一人ひとりの状況に対応したサービス・制度概要の説明など周知の徹底に努めます。

（２）相談体制の充実

【現状と課題】

障がいのある人やその家族が、充実した日常生活を送るためには、抱えている様々な問題や悩みを解消するための身近なところで相談や支援できる体制の整備・充実を図る必要があります。また、障がいのある人の家族の高齢化に伴い、成年後見制度の需要が増加することが見込まれることから、個々の相談ケースに応じた相談体制が必要となっています。

現在、役場保健福祉課に設置している「美瑛町相談支援センター」、美瑛町地域自立支援協議会委員、民生児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員の協力や社会福祉協議会事業の「心配ごと相談」など様々な相談業務に対応しています。

相談による情報提供をめぐっては、相談内容によって窓口が異なる、役場まで出向くのは容易でないなど、利用しやすさの面で課題があり、そのためには、「障がい者基幹相談支援センター」が核となりワンストップ相談体制の構築を行うとともに、役場相談窓口の連携による総合相談的なきめ細やかな相談体制の整備や民生児童委員、相談員などが、地域における身近な相談相手として、行政職員とは異なった立場での相談に応じることができる相談者のニーズに沿った相談体制の充実が必要となっています。

また、社会福祉協議会で実施している「心配ごと相談」は、人権擁護委員など専門の相談員がそれぞれの立場からの相談に応じていますが、行政との密接な関わりのもとに推進する必要があるため、連携を深め情報交換を行い相談事業の充実に努めます。

【施策の目標】

①相談窓口、相談員の周知

障がいに関する相談窓口体制及び町民に身近な民生児童委員、相談員の周知に努めます。

②相談体制の充実

相談者のニーズに沿った相談に対応するため、相談窓口のケアマネージメント機能の充実を図るとともに、保健・福祉・医療・教育など関係部局や関係機関との連携強化により利用しやすい相談体制の充実に努めます。

③相談員などとの連携強化

身近な相談相手である民生児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、心配ごと相談員などとの連携を深め、相談活動の充実に努めます。

（３）在宅サービスの充実

【現状と課題】

障がいの重度化・重複化や障がいのある人の介助者の高齢化が進行している中で、障がいのある人自身が住み慣れた地域で安心して生活し、積極的に社会参加していきたいという要望は大きくなってきており、在宅サービスをはじめ、地域生活を支えるサービスが大変重要なものとなります。

本町では、日常生活能力や身体機能の向上を図るための訓練、就労のための訓練や支援など個々の能力に対応した、通所による日中活動系サービス（訓練等給付）の利用が大幅に増加しています。また、補装具、日常生活用具を給付することにより、日常生活の利便が図られているところです。

「障がい者アンケート」では、将来の生活について、「今のまま生活したい」という方が約５５％を占めています。障がいのある人が住みなれた地域や家庭で自立した生活を営むためには、障がいのある人や介護にあたる家族に対して、きめ細かな福祉サービスの提供を行うとともに、自立と社会参加を支えるために必要なサービスの充実が必要となっています。また、障がいのある人が居宅生活を継続していくために、日常生活における支援を受けながら地域に密着して共同で生活を営むことができるようグループホーム等の整備の検討が必要な状況にあります。今後も制度改正の動きを見極めながら在宅の障がいのある人の生活支援に対応していかなければなりません。

【施策の目標】

① 障がい福祉サービスの充実

障害者総合支援法の周知を図るとともに、地域生活を支える基本事業である居宅介護などの訪問系サービスや、就労支援、生活介護などの日中活動系サービスを利用者のニーズに対応した提供を行い、支援の充実をサービス提供事業所と連携しながら努めます。

②居宅生活の充実

社会福祉法人をはじめ NPO 法人等によるグループホームの設置を促進するとともに、情報を提供し居住の場の確保を図ります。

③計画相談支援の充実

障がいのある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用を進める計画相談支援が重要となる事から、相談支援事業所の拡充及び相談支援専門員等の養成を働きかけていきます。

④地域生活支援事業の充実

障がいのある人の自立生活を高める補装具、日常生活用具などの給付事業などの周知を図るとともに、各種福祉制度の周知に努めます

（４）施設サービスの充実

【現状と課題】

「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念の具現化という観点からも、可能な限り在宅での生活を支援する傾向が強まっています。知的障がいや精神障がいのある人にとっては、暮らしの拠点である住まいを確保することが地域生活支援・促進する上で重要となります。

また、地域での障がいや障がいのある人への理解はまだまだ十分でない状況にあります。今後とも、障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、生活の場となる住宅の確保を支援していく必要があります。特に、施設入所者や長期入院患者の地域生活への移行においては、グループホームなど、地域において安心して快適に暮らせる住まいを確保していく必要があります。

また一方では、在宅生活を継続しながら生活訓練や作業訓練などを行い、自立と社会参加の促進を図る日中活動系サービスの需要が高まっています。

今後は、施設の様々な機能の地域社会への開放や地域との交流を推進し、地域の障がいのある人の生活を総合的に支えていくことも必要になっています。

【施策の目標】

①グループホームの充実

障がいのある人が地域で自立生活ができる場を確保するため、グループホーム等の整備を促進していくとともに、障がいの特性に応じた利用促進のための支援を行います。

②サービスの質の確保と基盤の整備

障がいのある人一人ひとりの状況に応じたサービス利用が可能となるよう、サービスの内容及び事業所等について周知するとともに、適切なサービス利用のためのマネジメントに努めます。

③施設と地域住民との交流の促進

障がいのある人に対する理解を深め、地域社会への参加促進のため、施設と地域住民との交流促進に努めます。

３．保健・医療の充実

（１）障がいの予防・早期発見

【現状と課題】

障がいの発生は、遺伝的要因や妊娠・出産期に特発あるいは突発的に起こる要因による先天的なものと、脳・心血管疾患、糖尿病合併症、慢性閉塞性肺疾患（以下、ＣＯＰＤ）などの生活習慣病や、事故などによる後天的なものとに分かれます。妊娠期・乳幼児期については、適切な栄養摂取、喫煙やアルコール・薬物が及ぼす影響に関する知識の普及、感染予防など障がいの発生予防の意識を高めるなど、安全な妊娠・出産による障がいの未然の防止を図るとともに、発達の遅れや障がいを早期に発見し療育に移行していくことが重要です。

現在、妊婦相談、妊婦健診事業、先天性股関節脱臼検診などを通して妊娠期、乳幼児期の障がい発生の予防と早期発見に努めていますが、今後も関係医療機関との連携を密にし、ハイリスクの妊娠・出産などに配慮した妊婦健康診査結果の活用、乳幼児期の健康診査や訪問指導、子育て教室などの幅広い母子保健事業を継続し、妊娠・出産・乳幼児期の一貫した健康づくり体制の充実と効果的な事業展開のための分析評価体制が必要です。

また、脳血管疾患の後遺症や糖尿病合併症などの生活習慣病を起因とした障がいについては、美瑛町健康増進計画や、医療保険者による特定健診等実施計画、保健事業実施計画に基づき、保健師、管理栄養士による個別相談、栄養・健康学習会など、継続的な支援を行い、望ましい生活習慣の確立やデータ改善を図ることで障がいの発症予防と重症化予防に努めます。

交通事故や労働災害による障がいの予防については、町において関係機関と連携を取りながら今後も啓発活動を推進していきます。

【施策の目標】

①健康意識の啓発

胎児期における母体感染の予防、妊娠前からの適切な栄養摂取の知識や胎児に影響する喫煙やアルコール・薬物などの正しい知識の普及啓発に努め、生活習慣病の予防、交通事故、労働災害の防止のための啓発活動を推進します。

②母子保健の充実

先天的な障がいの発生予防を図るため、妊婦一般健康診査の助成とその結果を活用した保健指導の充実を図るとともに、乳幼児期の健康診査や訪問指導、子育て教室の実施により母子保健事業の一層の充実を図ります。

また、「上川保健所周産期小児期養育支援保健・医療連携システム」に

より、妊娠期から上川中部圏域の産婦人科、小児科等と連携し、低出生体重児や育成医療の対象となる母子への早期支援体制の充実を図ります。

③成人保健の充実

後天的な障がい予防として、脳・心血管疾患や糖尿病、ＣＯＰＤなど予防可能な生活習慣病の発症と重症化を予防するため、青・壮年期層の健康診査の受診率の向上と、健診や診療報酬請求（レセプト）などの客観的なデータに基づき、対象を明確にした保健指導の充実を図ります。また、効果的な二次健診体制の検討や医療との連携を図り、脳・心血管疾患や糖尿病などの早期発見、早期治療を推進します。

（２）医療・地域リハビリテーションの充実

【現状と課題】

「障がい者アンケート」においては、介助者が介助する上で大変なことの上位にも「本人の病気時」や、外出目的の３０％程度の方が医療機関への受診と答えている状況にあります。

本町では、障がいの軽減・除去を図るための更生医療の給付や医療費負担の軽減のための各種医療費助成制度を実施しているところです。

障がいのある人にとって医療は障がいの部位及び内容にとってのものだけでなく二次的障がいの発生予防の観点からも重要であり、障がいのある人が医療を受けやすい環境づくりが必要です。そのためには、各種医療費助成制度を広く周知するとともに、在宅医療の一層の充実が求められるところです。

一方、リハビリテーションは、健康づくり、疾病の予防、治療を継続し社会復帰へとつなげる上で重要な役割を担っています。従来は交通事故、労働災害などによって肢体の障がいのある人がリハビリテーション医療の中心でしたが、近年、事故や外傷後の高次脳機能障害や、高齢化、生活習慣病の増加などによる脳卒中や認知症の増加等疾病構造の変化により、心身の両面に障がいを抱えた人などが増加しています。

障がいのある人が、地域において健康で自立した生活を送るためには、障がいに応じたリハビリテーションの提供体制の整備を進めるとともに、家屋改造や補助器具の普及、医療・福祉の連携の下でのリハビリテーションの充実が必要です。

【施策の目標】

①医療費助成制度の周知と在宅医療の充実

障がいのある人が安心して適切な医療が受けられるよう各種医療費助成制度の周知に努めるとともに、訪問診療、訪問看護など在宅医療の充実に努めます。

②リハビリテーション提供体制の充実

障がいのある人が地域で各種障がいに応じたリハビリテーションを受けられるよう、医療機関、施設など関係機関と連携し、リハビリテーションの提供体制の整備に努めます。

（３）精神保健福祉施策の充実

【現状と課題】

近年、社会環境の複雑化や多様化によりストレスが増大し、精神疾患や適応困難などの障がいが、年々増加の傾向にあります。さらに、高齢化に伴う高齢の精神障がいのある人の増加や、発達障がいなど人との関係の構築に苦手さを持つ人の社会適応困難による２次的な精神疾患も増加しています。こうした中、精神障がい者対策としては、心の健康づくり教室、精神保健相談、日中活動系サービス（就労支援等）、ホームヘルプサービス（居宅介護）など施策が拡充されてきているものの、他の障がいのある人の各種施策と比べるとまだ十分とは言えないのが実情です。

精神疾患は、早期発見と早期の適切な対処により治療や症状の軽減が可能な病気であり、症状や生活上の障がいと上手に付き合いながら地域で生活を送ることができ、他の疾患と異なる特別な病気ではありません。しかしながら、精神疾患や精神障がいのある人に対する誤解や偏見はまだ存在しており、ノーマライゼーションの考えを普及していくためには、町民が正しい理解と認識を深めるための啓発の強化を図る必要があります。

精神保健福祉行政は、平成２６年４月の精神保健福祉法の改正により、入院医療中心の施策から社会復帰、地域移行や福祉施策にその幅が広がり、障がいのある人にとって最も身近な市町村における役割が大きくなってきています。今後も相談体制の充実、交流の推進、社会復帰のための支援、在宅生活を支える施策の充実など総合的な施策の展開により、精神障がいのある人の自立と社会参加を推進していくことが必要です。

【施策の目標】

①予防と啓発活動の推進

精神疾患の予防と早期発見のため、精神保健相談、心の健康づくり教室の充実を図るとともに、精神障がいに対する偏見の解消に向け、正しい理解と認識を深めるための啓発活動の強化に努めます。

②在宅支援体制の充実

精神障がいのある人が住みなれた地域で継続した生活が営めるよう障害者相談支援センターでの相談、地域生活支援センターの活用やホームヘルプサービス（居宅介護）の充実に努めるとともに、地域で共同生活をするためのグループホームの整備に向けた検討に努めます。

③自立と社会参加の推進

精神障がいのある人の社会復帰施設への通所のための交通費の助成及び精神障がい者が集い交流できる場の確保など、精神障がいのある人の自立と社会参加の推進に努めます。

４．療育・教育の充実

（１）障がい児の早期療育の充実

【現状と課題】

障がいのある児童に対して早期から教育や療育を行うことは、望ましい人間関係を形成するとともに個々の持っている可能性を引き出し、成長発達を促すうえで著しい効果があります。

そのためには、乳幼児健診や就学児健診などの健康診査により障がいの早期発見に努めるとともに、一人ひとりの障がいの種類・程度・適性及び発達段階等に応じたきめ細かい療育や教育を受けられる体制の整備が必要です。

本町では、先天性股関節脱臼検診、乳幼児健診などにより障がいの早期発見に努めるとともに、保育所等における障がいのある児童の受け入れをはじめ、子ども支援センターにおいて、障がいや発達につまずきのある児童についての相談や療育を関係機関と連携して実施しているところです。

また、子ども支援センター関係機関連絡会議、療育支援検討・連絡会議の開催、育児相談会、発達教室の開催など障がいのある児童や発達に遅れのある子どもの早期療育支援に向けて取り組んできているところです。

今後は、障がいのある児童を取り巻く社会環境の変化などが予想されますが、将来を見据えて、一人ひとりの障がいの種類・程度・適性及び発達段階などに応じたきめ細かい療育を推進するとともに、障がいの早期発見、早期療養と教育・福祉・保健・医療の関係機関の連携を密にして相談などの支援体制の充実を図ることが重要です。

【施策の目標】

①相談体制の充実

障がいの早期発見から早期療育への適切な移行が行われるよう乳幼児健診などの充実を図るとともに、保健、福祉、教育など関係機関が連携し、地域療育推進体制、相談体制の充実に努めます。

②療育支援体制の充実

障がいのある児童や発達に心配のある子どもや保護者などに対し、各々の障がいの種類、程度、能力・適性及び発達段階に応じたきめ細かい適切な療育及び育児支援を行うため、療育関係機関との連携を密にし、子ども支援センターの充実を図ります。

③家族への支援

親の就労支援、介護負担の軽減やレスパイト等の観点から、障がい児保育の拡大、障がい児受け入れ、子育て相談等の家族への支援を充実します。

（２）特別支援教育の推進

【現状と課題】

本町では児童生徒の障害のありなしに関わらず、一人ひとりが自立や社会参加を目指して心豊かにたくましく育つよう、教育的ニーズに沿ったきめ細やかな教育を進めるために、合理的配慮のもと、本人・保護者と合意形成を図り各関係機関と連携して一貫した教育・支援を行なうことを目指しています。

そのために、小中学校内での「横の連携」のみならず、幼稚園・保育所（以下幼稚園等）及び高等学校、就労先等大きな枠組みの「縦の連携」を構築し、早期からの一貫した支援の充実が重要です。

本町では「すべての子どもへの予防教育」という観点から、個に応じた支援体制の整備・充実を図るため、通常学級に「教育助手」を町独自に配置し、教育的配慮が必要な児童生徒へのチームティーチング方式の指導を実施してきました。また、特別支援学級設置校に対する「特別支援教育専門員」の配置により、発達段階や障がいの状態に応じたきめ細やかな指導の充実を図ってきました。また、言語障害通級指導教室（通称「美瑛町ことばの教室」）及び学習障害・注意欠陥多動性障害通級指導教室（通称「美瑛町そだちの教室」）を設置し、児童への支援を行っています。

幼児及び児童生徒に対する教育的支援の充実と支援体制の整備を促進するために設置した特別支援教育連絡協議会では、小中学校・高等学校・幼稚園等・保健センター・多機能事業所・親の会が参加し、関係機関がより密に情報共有を行い、連携しています。各関係機関には特別支援教育コーディネーターを配置し、幼稚園等及び小中学校では就学先に出向き、子どもの実態把握とキャリア教育充実のため、高等学校への進学、その先の就労を見据えた教育相談・就学相談を行っています。

早期からの一貫した支援のためには、障がいのありなしに関わらず、幼児及び児童生徒の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人及び保護者の同意を得た上で、その取り扱いに留意し、適切な就学先の決定及び引き継ぎに必要な資料を整えて、情報の共有を図っていくことが必要です。

【施策の目標】

次の基本的な考え方に基づき、特別支援教育を推進していきます。

① 一人一人の教育的ニーズに応える支援

② 早期からの一貫した支援の充実（学校での支援の体制・連携した支援の構築）

そして、これらの基本的な考え方に基づき、次の視点にたって、本町における特別支援教育を推進します。

Ⅰ）早期からの一貫した支援を目指した特別支援教育の推進

幼稚園等及び小中学校が中心となって、本人・保護者の意向を踏まえ関係機関と連携し、個別の支援計画（子育てファイル「すとりーむ」及び個別の教育支援計画）を支援の要として作成・活用し、効果的な支援を推進します。

Ⅱ）幼稚園等、小・中学校における特別支援教育の充実

子ども一人一人の教育的ニーズに応じた指導計画と支援体制の工夫をし、障がいの程度や特性に応じた指導の充実を目指します。

また、障がいの特性に応じて、本人及び保護者が受け入れ、社会に適応していけるように継続した支援体制を整えます。

Ⅲ）一人一人の教育的ニーズに配慮した支援を推進するための専門性の向上

特別支援学級に在籍する児童生徒一人一人の学習カリキュラムや教育環境の調整を行えるよう、研修を通じて教職員等の専門性の向上に努めます。

また、特別支援教育スーパーバイザーからの指導・助言及びパートナーティチャー事業の活用等、専門性の向上に努め、特別支援教育の中核となる人材を育成していきます。

子どもの障がいの状態や程度等の専門的な判断や障がいの特性に基づく適切な指導が必要であることから、医療及び心理発達などの専門家との連携を行います。そして、障害相談支援センターや子ども支援センター、保健センター、保健福祉課との継続的な連携を図り、充実した指導と支援体制を整えます。

（４）福祉教育と交流の推進

【現状と課題】

未来を担う子供たちが、高齢者や障がいのある人との交流のなかで学ぶものは、これから迎える高齢社会や、福祉・人権を大切にする社会を形成するために欠かせないものです。

障がいや障がいのある人に対する町民の正しい理解と認識を深めるためには、各種啓発活動や福祉教育を通して町民の誤解や偏見を取り除いていくとともに、障がいのある人との交流機会の拡充を図ることが必要です。

本町では、小中学校において総合的な学習の時間などで障がい者福祉を含めた社会福祉についての理解の推進に努めるとともに、地域福祉活動への参加や福祉施設の訪問ボランティアなどを行い、児童・生徒の福祉に対する心の醸成を図っています。

他人への思いやりと助け合いの心を育て、潤いとゆとりのある福祉社会を築くため、子供から大人まで、生涯にわたってそれぞれのライフステージに応じた、福祉の意識づけや福祉教育、交流機会の拡充などを総合的に推進する必要があります。

【施策の目標】

①福祉教育の推進

障がい及び障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動に努めるとともに、成長に応じた福祉教育の推進や福祉読本やボランティア体験などを通じて福祉教育の充実を図ります。

②交流教育の推進

障がいの有無にかかわらず児童生徒が互いに協力しながら共に育つことにより障がいや障がいのある人について理解を深め、おもいやりと助け合いの心を育てる交流教育を一層推進します。

③ボランティア活動の機会の拡充

子どもの頃から地域福祉活動を通じてボランティア活動に参加できるよう活動機会の拡充と環境の整備に努めます。

５．雇用・就労の支援

（１）雇用機会の拡大

【現状と課題】

働く意欲を持つ障がいのある人に対して、その適性と能力に応じた多様な就労の機会や場を確保していくことは、経済的な自立の手段としてはもとより、障がいのある人の働く権利、自己実現、さらには社会への参加と貢献など生きがいを得るという観点から大変重要です。

現在、障がいのある人の雇用機会の拡充においては、「障がい者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がいのある人の雇用に関する広報啓発、適応訓練の実施、事業主の雇用義務、事業主に対する助成や職場定着までの相談など様々な施策が行われております。

しかしながら、社会経済環境の影響等により依然として厳しさが続いており、障がいのある人の雇用拡大にも暗い影を落としています。

このため、関係機関の協力を得ながら、障がいのある人の雇用に関する正しい理解と認識を深め、障がいのある人のそれぞれの能力を正当に評価し、適切な雇用の場の確保とその安定を図るよう事業主の理解を得ることが求められています。また、事業主に限らず、広く町民に対しても、障がいのある人の雇用に関する正しい理解と認識を深めるための啓発も重要です。

これら障がいのある人の雇用と就労における課題に対して、就労相談体制をはじめ、労働・保健・福祉・教育機関、ハローワークなど関係機関との密接な連携を図りながら雇用機会の拡大に努めていく必要があります。

【施策の目標】

①障がい者雇用・制度に関する啓発、情報提供等

町民や事業者等に対し、障がい者雇用にかかる各種制度の周知や情報提供を行い、多様な勤務形態の必要性など障がい者雇用の理解を広げていくとともに、ハローワークなどの関係機関と連携しながら周知、啓発に努めます。

②障がいのある人の雇用・職場への定着支援

「障がい者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、地方公共団体における障がいのある人の雇用を促進するとともに、職場への適応や定着を推進するため、ジョブコーチの育成及びその活用を促進するなど、支援策の充実に努めます。

③差別の禁止・虐待の防止、合理的配慮の提供等の確保

職場における差別の禁止や虐待の防止、合理的配慮の提供の確保に取り組み、障がいのある人の障がいの特性や状態に即した多様な働き場の提供に努める。

（２）就労への支援

【現状と課題】

働くことへの意欲を持つ障がいのある人が、個々の適性と能力に応じた就労の機会に恵まれることは、その障がいの程度や種類による制約が多く、必ずしも円滑に行われているとは言えない状況にあります。

「障がい者アンケート」においては、今後、仕事をする上で、どのようなことが必要かとの質問事項に対して「職場の障がいに対する理解」との回答が多く、また「仕事に必要な知識などを取得するための指導」との回答も多い状況になっていました。

障がいのある人の雇用の拡大と推進のためには、社会の動向に対する柔軟な対応と、障がいのある人個々の適性に対応した就労への支援策が必要です。

しかしながら、障がいのある人を取り巻く社会環境の変化や障がいの重度化・重複化や高齢化が進む中、雇用状況は依然厳しく、多くの方が働く機会を待っている状況にあります。

こうした状況を踏まえ、障がいのある人の就労への支援と自立更生に向けて、各種制度の周知を図るとともに、各関係機関と連携して適応訓練の実施や雇用に関する情報の提供などの充実が必要です。

【施策の目標】

①就労と自立更生への支援

障がいのある人への自動車改造費に対する助成制度等、生活福祉資金など制度の周知を図り、障がいのある人の就労と自立更生を促進します。

②職業能力の向上支援等

就職した障がいのある人の職業能力の向上を図るため、関係機関と連携して、必要な技術への対応などスキルアップの支援に努めます。

③職場実習等の拡大支援

障がいのある人の職場実習を推進するとともに、就労移行支援事業、就労継続支援事業 A•B 型の事業所や企業等と連携を図りインターンシップの場を整備するなど、就職に向けた実務訓練の機会の確保・充実に努めます。

（３）福祉的就労への支援

【現状と課題】

障がいのある人に就労の意向は高く、特に、それぞれの障がいの状況に応じた働き方を強く望んでいます。

就労支援事業所等で行われる福祉的就労は、一般就労の難しい障がいのある人に対し、働く機会や社会参加の機会を提供する役割のみならず、日中の居場所や多くの人とのふれあいの場を提供するなど、多面的な役割を担っています。

本町においては、就労支援事業所が２事業所あり、地域の障がいのある人が通所しながら福祉的就労に取り組める場として、地域に根ざした活動が行われ、多くの町民が活用しており、引き続き支援の充実が必要です。

また、福祉的な就労の場における障がいのある人の賃金アップを図るため、町における物品及び役務の優先発注や、魅力ある製品の開発、販路開拓・拡大等の支援を推進するとともに、作業に従事する障がいのある人が悩みを相談できる体制の充実など就労環境の整備を図る必要があります。

また、町外の就労支援事業所に通っている精神障がいのある人に対して、通所のための交通費の一部助成をしており、精神障がい者の社会参加と就労支援のために助成を継続し支援を行う必要があります。

【施策の目標】

①就労支援事業所等の充実

一般企業等への就労が困難な障がいのある人が自分らしく働けるように、就労環境の整備に努め、就労継続支援事業所等の充実を促進します。

②就労支援事業所等への支援

障害者優先調達推進法における物品等の調達方針等により、障がいのある人を支援する施設や事業所等における業務の受託を促進するとともに、就労支援事業所等における情報交換会の開催や共同受注窓口の設置を働きかけるなど、福祉的就労機会の拡大に努めます。

③精神障がいのある人の事業所への通所支援

交通費の一部助成など精神障がいのある人の町外の事業所への通所の支援に努めます。

６．生活環境の整備

（１）福祉のまちづくりの推進

【現状と課題】

障がいのある人が地域社会の一員として、住み慣れた地域で安心して生活し、自らの意思で社会参加できるような総合的・効果的な福祉のまちづくりに取り組むためには、社会の中にある様々なバリアを取り除いていくことが必要です。

本町としても、国や北海道において障がいのある人の生活環境整備に向けた法律や条例が制定され、その状況も踏まえ、障がいのある人が安心して社会参加できるよう公共施設等の整備に努めてきたところです。

障がいのある人にとって住みやすい街は、全ての人々が安全で快適に生活できる街であり、それは全ての人々の理解と協力によって実現されるものです。

すべての町民が安心して生活できるためには、公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化はもちろんのこと建築関係団体や事業者、町民の理解や協力が得られるよう努めるとともに、障がいのある人が家庭や地域で生活ができる社会づくりに向けて誰でも使いやすく整備された福祉のまちづくりを進める必要があります。

【施策の目標】

① 福祉のまちづくりの推進

「美瑛町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例」、「美瑛町都市公園条例」や「北海道福祉のまちづくり条例」などに基づいたバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を関係機関と連携して進め、誰でも使いやすく整備された福祉のまちづくりを推進します。

②道路や公共施設等の改善・整備

障がいのある人もない人も安全で快適に道路を利用できるよう、歩道の段差解消等を行うなど、バリアフリー化整備に取り組みます。また、既存の公園、公共施設について、誰でも使いやすい施設となるよう、障がい者用トイレの設置においてユニバーサルデザインの視点を取り入れるよう努めます。

不特定多数の人が利用する民間施設等についても、障がいのある人をはじめ、すべての人が円滑に利用できるバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入について働きかけていきます。

③円滑な移動対策の推進

障がいのある人の外出、社会参加を支援するため、移動支援事業を充実します。また、引き続き身体の重度障がいのある人に対するタクシー料金の助成を行います。

（２）住宅環境支援

【現状と課題】

住宅環境は、障がいのある人も地域で自立した日常生活を営むための中心であり、住み慣れた地域社会で普通の生活を送るためには、生活基盤である住宅が住みやすい構造になっていることが重要です。

近年、障がいのある人や高齢者人口の増加に対応し、バリアフリー住宅の研究･開発が進み、住宅の構造はかなり改善されてきているところですが、老朽化した住宅などにおいては、住宅改善が必要な住宅も多くあります。

本町においては、住宅の改善策として住環境整備費助成事業の実施や障がい者日常生活用具給付事業の住宅改修、介護保険制度における住宅改修など住宅改善支援を行ってきたところです。

今後においては、障がいのある人や高齢者の自立生活の維持向上や介護負担の軽減を目的とした住宅の改善について、適切な相談や支援が行われるよう施策の充実が求められています。

【施策の目標】

①相談機能の充実と制度の周知

障がいのある人一人ひとりのライフスタイルに対応して、将来にわたって安心して住み続けることができるよう、また、住宅改善が適切に実施できるよう住宅改善に関する相談体制の充実に努めるとともに、住宅改善に係る助成・貸付制度の周知に努めます。

②住環境整備事業の充実

住環境整備費助成事業、住宅改修の実施において、関係事業者への制度周知の徹底と連携強化を進め、利用者のニーズに応じた適切な実施など住環境整備の充実に努めます。

（３）公営住宅の整備

【現状と課題】

公営住宅の活用については、既存ストックの活用方針を定めた「美瑛町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に実施してきました。

計画では、特に老朽化している簡易耐火構造住宅の建替を継続的に進めることとし、整備中の北町団地、白樺団地（現地建替と一部全面的改善）、日の出団地に着手します。

また、本町での公営住宅整備として、中町団地５棟 72 戸（平成 11 年度から平成 17 年度）、旭町団地４棟 32 戸（平成 20 年度から平成 24 年度）、北町団地１棟８戸（平成 26 年度）の団地がユニバーサルデザインに対応しだれもが住みやすい住環境整備を推進しています。

しかし、平成 26 年度に実施した住民向けアンケート調査（公営住宅入居世帯 501 戸と公営住宅入居世帯を除く 1000 世帯を対象として、住まいの特性・住まいの満足度・施策要望などの聞き取りを実施）では、「災害や緊急時における不安」「各施設への利便性が悪い」「住環境支援の充実」などの意見が寄せられました。

このように公営住宅の適正な活用の推進により「障がいのある人が快適で安心安全と思える住宅づくり」を整備していくことが重要です。

【施策の目標】

①障がいのある人に配慮した住宅整備

平成 31 年度着手予定の白樺団地整備において、障がいのある人・子育て世帯・高齢世帯が混在するミックスコミュニティ団地としての再生を目指し、入居者が安心で安全に生活できる住宅整備を展開します。

② 公営住宅の計画的整備

「美瑛町住生活基本計画」「美瑛町公営住宅等長寿命化計画」に基づき計画的な公営住宅の整備を推進し長期的に活用する耐火構造住宅の適正な維持管理を行い、障がいのある人や高齢者などを含めた入居者が快適で安全に生活できる住宅整備を展開します。

③公営住宅の優先入居の機会拡大

美瑛町営住宅条例で示している入居資格として、「障害者基本法」に規定する人を優先入居としています。

日常生活の利便性を考慮して、障がいのある人に配慮した対応に努めます。

（４）道路・公園の整備

【現状と課題】

「障がい者アンケート」では、外出時に不便に感じることとして「道路や駅に階段や段差が多い、障害物が多い」、「障がい者用の駐車場が少ない、使いづらい」、「外出先の建物の設備が不便」などがあげられており、障がいのある人が外出しやすい環境の整備が求められています。

町民の多くが何気なく利用している道路は、障がいのある人にとっては歩道の段差、路上の放置自転車や看板などが障がいとなり移動を困難にしている場合があります。

障がいのある人が安心して公共施設や公益的施設を利用できるようにするためには、段差の解消や歩道の占拠物の排除、障がい者用トイレの設置、スロープの設置など障がいのある人が安全に活動できるような条件整備とともに、公共性の高い施設については、民間事業者の理解と協力が必要となります。

本町としても、障がいのある人に配慮した道路、公園などの整備を段階的に実施しているところですが、今後においても障がい者団体等の意見を把握し、公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を促進するとともに、公共性の高い施設において、民間事業者などの理解と協力を求めることが必要です。

【施策の目標】

①障がいのある人の意向を取り入れた公共施設整備

道路、公園などの公共施設の整備において、障がいのある人の意向の把握に努めるとともに、障がい者用トイレの設置、障がい者用駐車スペースの確保、スロープの設置、段差解消などにより、障がいのある人が安心して利用することができる施設整備に努めます。

②交通安全対策の充実

歩道の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置や音響信号機の設置を関係機関と協力しながら促進し、障がいのある人が安心して利用できる道路の整備に努めます。

③民間事業者への協力要請

ホテル、駅、病院、銀行、スーパーマーケットなど多数の人々が利用する公共性の高い施設については、障がいのある人に配慮した施設整備をしていただけるよう民間事業者への理解と協力を求めていきます。

（５）交通・移動手段の充実

【現状と課題】

障がいのある人の社会参加の増大や行動範囲の拡大に伴い、障がいのある人が安心して街に出られるよう、移動におけるハンディキャップの軽減を図ることが益々必要となってきます。

国では、平成１８年に「高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」を制定し、交通機関を快適に利用できるバリアフリー化の促進を図っています。

「障がい者アンケート」では、障がいのある人の外出目的として「医療機関への受診」が 30.1%、「買い物に行く」が 27.0%と多く、日常生活を営むために欠かせない外出が上位となっています。

本町においては、移送サービス、重度障がい者のタクシー料金助成制度、スクールバスの無料化や白金線バスの無料定期券の発行、福祉バス運行事業など行動上の不便がある障がいのある人や高齢者などの外出機会を増やし、行動範囲が拡大できるよう支援策を進めてきました。

しかし、一方では社会参加機会の拡充やニーズの多様化などに伴い、交通・移動手段の確保は、日常生活を営む上で欠かせない要素となっており、さらに制度の充実や経済的負担の軽減などが求められています。

さらに、ガイドヘルパー（重度の視覚障がい者や全身性障がい者が外出する際に支援する人）の養成や各種の移動・交通手段のサービスについて、啓発及び普及を図る必要があります。

【施策の目標】

①移動手段の充実

重度障がいのある人の通院や社会参加の機会を増やすため、移送サービスやタクシー料金助成制度の充実に努めるとともに、白金線バスの無料定期券の周知や福祉バス運行の充実、有償移送サービスや介護タクシーの今後の検討を行い、研修、スポーツ活動、余暇などにおける社会参加の促進に努めます。

②ガイドヘルパーの養成

一人では外出が困難な重度視覚障がい者などの日常生活における外出や生活領域の拡大のため、関係機関と協議し、ガイドヘルパーの養成及び派遣事業の検討を進めます。

③各種制度の啓発

交通機関の割引制度、駐車禁止の適用除外、各種移動サービスなど各種制度の普及・啓発活動に努めます。

（６）防災・安全対策の充実

【現状と課題】

障がいのある人が安心して日常生活を送るためには、自然災害や火災などが起きた際に安全に行動できるよう、また救助が円滑に行われるよう適切な防災対策が必要です。また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災での課題を踏まえ、障がいのある人など災害時要援護者の避難支援や情報伝達法等のさらなる充実が求められてきています。

本町においては、障がいのある人や高齢者で緊急時に機敏に行動できない方のお宅に緊急通報システムの整備をはじめ、災害など緊急時の対応の迅速化に向けた災害弱者名簿の作成など災害等の支援体制の整備に努めてきました。

「障がい者アンケート」では、災害など緊急時に一人で避難する事できない、わからない方が 72.2%おり、家族が不在の場合や一人暮らしの場合に近所で助けてくれる人はいますかとの問いに、57.8%の方がいない、わからないとの回答でした。

今後とも、避難行動に制約がある障がいのある人に関する情報を整備しておくとともに、緊急避難所や避難路の周知徹底を図ることが必要です。また、福祉サービスの際の障がいのある人や高齢者の方への声かけや地域の福祉ネットワークの充実などにより、温かみのある安全対策が必要となっています。

【施策の目標】

①災害時要援護者に対する避難支援

障がいのある人等が災害時に適切かつ迅速に避難誘導され、必要な支援が受けられるよう、災害時要援護者台帳の更新を適宜行うとともに、地域住民や関係団体などと連携し、災害時要援護者の安否確認や避難支援などのための体制整備を美瑛町地域防災計画に基づき努めます。

②緊急通報システムの推進

災害時に機敏に避難する事ができない障がいのある人への対応のため、緊急通報システムの設置推進を図るとともに、消防など関係機関との連携を強化し、障がいのある人等が安心して暮らせる環境づくりに努めます。

③障がいのある人が参加する防災訓練の実施

障がいのある人の参加のもとに、災害時における障がいのある人の安全の確保と、適切かつ迅速な救出・援護が図れるよう、防災訓練を推進します。

④避難所の周知

災害時に障がいのある人が適切な避難行動をとれるよう、町の広報やホームページ、ハザードマップ、表示板等により地域の避難所及び避難経路の周知を図ります。

７．スポーツ・レクリェーション及び文化活動の推進

（１）スポーツの振興

【現状と課題】

障がいのある人にとってのスポーツは、体力の維持、健康増進に役立つとともに、機能回復や二次障がいの防止などにも効果があると言われています。また、障がいの有無を問わず幅広い交流を可能とするものであり、地域社会の人々が障がいのある人に対する理解を深める機会としても、大きな役割を果たしています。

町においては、これまで「障がい者スポーツ大会」への参加や各種スポーツ大会への派遣などスポーツ活動の推進などに取り組んできました。

今後も、障がいのある人が日常生活の中で、それぞれの障がいに応じたスポーツを気軽に楽しむことができ、また、幅広い交流が可能となるように、基盤整備を行うとともに、啓発・広報活動の推進により、町民の関心を高め、障がいのある人の積極的な参加支援を図る必要があります。

【施策の目標】

①スポーツ参加機会の拡充と啓発

関係団体と協力して障がい者スポーツ大会などへの参加拡充を図るとともに、障がいのある人のスポーツへの関心を高めため、啓発活動の推進を図ります。

②スポーツ施設の整備

障がいのある人が気軽にスポーツを楽しめるようスポーツ施設の整備を図るとともに、障がいのある人に配慮した設備の改善など、スポーツに参加しやすい体制づくりに努めます。

③指導者の育成

地域における障がい者スポーツの指導的役割を果たす人材の養成を図るため、指導員養成研究会への派遣など、指導員・審判員などのスポーツボランティアの人材育成に努めます。

（2）レクリェーション・文化の振興

【現状と課題】

障がいのある人にとって文化、レクリェーション活動への参加は、生活の質の向上を図り、ゆとりや潤いのある生活を送るために重要であり、社会参加の上で有効な手段となります。

また、障がいのある人が文化・芸術活動にふれることは、個性を伸ばし、生活の質を高め、心を豊かにすると同時に、さらに、これらの活動を通じて、自信が芽生え、積極的に社会参加しようとする意欲が育成され、障がいのある人の自立を促進することにつながります。

障がいのある人は、日常生活の中で障がいがあるゆえに社会的な制約を受け、文化活動やレクリェーション活動への参加が消極的となっている方も多いのが現状です。

これらのことからノーマライゼーションの一層の普及を図るためにも、文化施設の整備、障がいのある人の参加を前提とした催し物の開催機会の拡充、参加を促進する支援組織の育成などにより、文化・レクリェーション活動の推進が必要です。

さらに、障がいのある人やその介護者の生きがい活動の場あるいは人々とのふれあいの場として、レクリェーション活動の活性化を図ることも重要です。

【施策の目標】

①参加機会の拡充

障がいのある人の文化活動、レクリェーション活動への参加機会の拡充を図るため、啓発と広報に努めるとともに、参加を促進する支援組織の育成に努めます。

②文化施設の整備

文化・レクリェーション活動を推進するため、障がいのある人に配慮した文化施設の整備・改善などを検討します。

③福祉バスの運行

障がいのある人の各種文化活動やレクリェーションの参加機会の拡充を図るため福祉バスの運行の充実に努めます。

美瑛町障がい福祉計画策定のためのアンケート調査結果

410通 ／ 806通 （50.87%）

問1. お答えいただくのは、どなたですか。（○は1つだけ）

	回答数	%
1. 本人	234	57.07%
2. 本人の家族	86	20.98%
3. 家族以外の介助者（施設職員等を含む）	25	6.10%
無記入	65	15.85%

○ あなたの性別・年齢・ご家族などについて

問2. あなたの年齢をお答えください。（平成26年9月1日現在）

	回答数	%
1. 17歳以下	9	2.20%
2. 18～29歳	11	2.68%
3. 30～39歳	20	4.88%
4. 40～49歳	21	5.12%
5. 50～59歳	51	12.44%
6. 60～64歳	31	7.56%
7. 65～74歳	71	17.32%
8. 75歳以上	192	46.83%
無記入	4	0.97%

問3. あなたの性別をお答えください。（○は1つだけ）

1. 男性	190	46.34%	2. 女性	218	53.17%	無記入	2	0.49%

問. 4 あなたがお住まいの地域はどこですか。（○は1つだけ）

	回答数	%
1. 市街地	241	58.79%
2. 市街地以外	96	23.41%
3. 町内の施設等	31	7.56%
4. 町外の施設等	36	8.78%
無記入	6	1.46%

問．５　現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。（あてはまるものすべてに○）

	回答数	%
1．父母・祖父母・兄弟	64	13.76%
2．配偶者（夫または妻）	182	39.14%
3．子ども	90	19.35%
4．その他	5	1.08%
5．いない（一人で暮らしている）	119	25.59%
無記入	5	1.08%

※グループホーム、福祉施設等を利用されている方は「5．」

問．６　日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①から⑩のそれぞれにお答えください。（①から⑩それぞれに○を1つ）

	回答数			無記入
	自立	一部介助	全部介助	
①　食事	346	32	18	14
②　トイレ	345	30	23	12
③　入浴	299	59	40	12
④　衣服の着脱	336	35	25	14
⑤　身だしなみ	308	59	30	13
⑥　家の中の移動	329	39	26	16
⑦　外出	239	86	64	21
⑧　家族以外の人との意思疎通	290	67	26	27
⑨　お金の管理	258	68	67	17
⑩　薬の管理	286	38	73	13

問7．あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。（あてはまるものすべてに○）

	回答数	%
1．父母・祖父母・兄弟	27	6.59%
2．配偶者（夫または妻）	71	17.32%
3．子ども	57	13.90%
4．ホームヘルパーや施設の職員	87	21.22%
5．その他の人（ボランティア等）	6	1.46%
無記入	162	39.51%

問．８　あなたを介助してくれる家族で、中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

①年齢（平成26年9月1日現在）

	回答数	%
1．17歳以下	1	0.24%
2．18～29歳	3	0.73%
3．30～39歳	7	1.71%
4．40～49歳	16	3.90%
5．50～59歳	23	5.61%
6．60～64歳	18	4.39%
7．65～74歳	44	10.73%
8．75歳以上	61	14.88%
無記入	237	57.81%

② 性別（○は1つだけ）

1．男性	70	17.07%	2．女性	114	27.80%	無記入	226	55.12%

③ 健康状態（○は1つだけ）

1．よい	46	11.22%	2．ふつう	105	25.61%	よくない	40	9.76%

問．９　あなたを介助してくれる家族の方にお聞きします。

①介助する上で特に大変なことは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

	回答数	%
1．外出介助	73	11.79%
2．緊急時の対応	72	11.63%
3．本人の病気時	90	14.54%
4．入浴の介助	34	5.49%
5．本人との意思疎通	44	7.11%
6．家事一般	43	6.95%
7．本人の精神的支え	54	8.72%
8．トイレの介助	15	2.42%
9．食事の介助	22	3.55%
10．着替えの介助	22	3.55%
11．夜間の介助	17	2.75%
12．おむつの交換	9	1.45%
13．衛生管理	29	4.68%
14．室内の移動介助	15	2.42%
15．リハビリ介助	13	2.10%
16．床ずれ対策	7	1.13%
17．その他	6	0.97%
18．特にない	54	8.75%

【その他】

○　病院への送迎

○　時々てんかん発作あり　等

②介助する上で悩みや問題がありますか。（あてはまるものすべてに○）

	回答数	%
1. 精神的に疲れる	66	18.91%
2. 体力的にきつい	42	12.03%
3. 自分の時間を持てない	32	9.17%
4. 他に介助者がいない	52	14.90%
5. 経済的な負担が大きい	29	8.31%
6. 身近に相談できる人がいない	21	6.02%
7. 近くに利用できる福祉施設がない	5	1.43%
8. 障がい者本人にあった適切なサービスがない	20	5.73%
9. その他	8	2.29%
10. 特にない	74	21.20%

【その他】

○ 本人も足、腰で病院にかかっている
○ 快復次第で先のことが心配です
○ 車の運転が大変
○ 冬の除雪　等

○あなたの障害の状況について

問. 10　あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。（○は1つだけ）

	回答数	%
1. 1級	72	17.56%
2. 2級	52	12.68%
3. 3級	72	17.56%
4. 4級	89	21.71%
5. 5級	17	4.15%
6. 6級	20	4.88%
7. 持っていない	65	15.85%
無記入	23	5.61%

問．11　身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障がいをお答えください。（○は1つだけ）

	回答数	%
1．視覚障害	16	4.28%
2．聴覚・平衡障害	26	6.95%
3．音声・言語・そしゃく機能障害	10	2.67%
4．肢体不自由（上肢）	45	12.03%
5．肢体不自由（下肢）	133	35.56%
6．肢体不自由（体幹）	24	6.42%
7．全身性運動機能	9	2.41%
8．心臓機能	32	8.56%
9．呼吸器障害	14	3.74%
10．じん臓機能障害	16	4.28%
11．ぼうこう・直腸・小腸機能	19	5.08%
12．肝臓機能	2	0.53%
13．その他	28	7.49%

問．12　あなたは療育手帳をお持ちですか。（○は1つだけ）

	回答数	%
1．A判定	35	8.54%
2．B判定	45	10.98%
3．C判定	1	0.24%
4．持っていない	254	61.95%
無記入	75	18.29%

問．13　あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。（○は1つだけ）

	回答数	%
1．1級	5	1.22%
2．2級	14	3.41%
3．3級	7	1.71%
4．持っていない	303	73.90%
無記入	81	19.76%

問14．あなたは難病（特定疾患）の認定を受けていますか。（○は1つだけ）

1．ある	29	7.07%	2．ない	318	77.56%	無記入	63	15.37%

問15. あなたは発達障害として診断されたことがありますか。（○は1つだけ）

1. ある	22	5.37%	2. ない	324	79.02%	無記入	64	15.61%

問16. あなたは高次脳機能障害として診断されたことがありますか。（○は1つだけ）

1. ある	18	4.39%	2. ない	332	80.98%	無記入	60	14.63%

問. 17　あなたが現在受けている医療ケアをご回答ください。（あてはまるものすべてに○）

	回答数	%
1. 気管切開	7	1.71%
2. 人工呼吸器	2	0.49%
3. 吸入	11	2.68%
4. 吸引	5	1.22%
5. 胃ろう・腸ろう	6	1.46%
6. 鼻腔経管栄養	0	0.00%
7. 中心静脈栄養（IVH）	2	0.49%
8. 透析	17	4.15%
9. カテーテル留置	3	0.73%
10. ストマ（人工肛門・人工膀胱）	15	3.66%
11. 服薬管理	79	19.27%
12. その他	55	13.41%
無記入	208	50.73%

○住まいや暮らしについて

問18　あなたは現在どのように暮らしていますか。（○は1つだけ）

	回答数	%
1. 一人で暮らしている	54	13.17%
2. 家族と暮らしている	265	64.63%
3. グループホームで暮らしている	19	4.63%
4. 福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている	46	11.22%
5. 病院に入院している	9	2.20%
6. その他	7	1.71%
無記入	10	2.44%

【その他】

○　高齢者住宅、施設と自宅を行き来している。　等

問19　あなたは将来、どういう生活をしたいと思いますか。（○は1つだけ）

	回答数	%
1. 今のまま生活したい	227	55.37%
2. グループホームなどを利用したい	40	9.76%
3. 家族と一緒に生活したい	109	26.59%
4. 一般の住宅で一人暮らしをしたい	16	3.90%
5. その他	10	2.44%
無記入	8	1.94%

【その他】

○　親なき後は施設で

○　療養型の病院に入院中。家で暮らしたい。

○　結婚をして家内と子供を持つ、家庭を築きたい。　等

問20　地域で安心して生活する上で何があればよいと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

	回答数	%
1. 在宅で医療ケアなどが適切に得られること	134	16.79%
2. 障害者に適した住居の確保	110	13.78%
3. 必要な在宅サービスが適切に利用できること	149	18.67%
4. 生活訓練等の充実	54	6.77%
5. 経済的な負担の軽減	180	22.56%
6. 相談対応等の充実	84	10.53%
7. 地域住民等の理解	76	9.52%
8. その他	11	1.38%

【その他】

○　冬に除雪の雪を家の前に置かないでほしい。2件

○　受診時の移動手段の確保

○　体調が優れない時、定期の病院に行き待ち時間がつらいです。　等

問21　あなたは、1週間にどの程度外出しますか。（○は1つだけ）

（※職場や学校への通勤・通学及び通院を含）

	回答数	%
1. 毎日外出する	108	26.34%
2. 1週間に数回外出する	172	41.95%
3. めったに外出しない	86	20.98%
4. まったく外出しない	16	3.90%
無記入	28	6.83%

【問22から問24は、問21で、4．以外を選択した場合にお答えください。】

問22　あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。（○は1つだけ）

	回答数	%
1．父母・祖父母・兄弟	20	4.88%
2．配偶者（夫または妻）	83	20.24%
3．子ども	40	9.76%
4．ホームヘルパーや施設の職員	55	13.41%
5．その他の人（ボランティア等）	1	0.24%
6．一人で外出する	161	39.27%
無記入	50	12.20%

問23　あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。

	回答数	%
1．通勤・通学・通所	85	9.85%
2．訓練やリハビリに行く	31	3.59%
3．医療機関への受診	260	30.13%
4．買い物に行く	233	27.00%
5．友人・知人に会う	61	7.07%
6．趣味やスポーツをする	52	6.03%
7．グループ活動に参加する	32	3.71%
8．散歩に行く	81	9.39%
9．その他	28	3.23%

【その他】

○　デイサービス等　7件

○　毎日恩返ししている　　等

問24　外出する時に困ることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

	回答数	%
1．公共交通機関が少ない（ない）	57	7.61%
2．列車やバスの乗り降りが困難	76	10.15%
3．道路に歩道が少ない、狭い	36	4.81%
4．道路や駅に階段や段差が多い、障害物が多い	88	11.75%
5．障害者用の駐車場が少ない、使いづらい	50	6.68%
6．切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	38	5.07%
7．外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）	41	5.47%
8．出かけたいときに介助者が確保できない	27	3.60%

9. 外出にお金がかかる	76	10.15%
10. タクシー料金や自動車燃料代への助成が少ない	82	10.95%
11. 周囲の目が気になる	22	2.94%
12. 発作など突然の身体の変化が心配	50	6.68%
13. 困った時にどうすればいいのか心配	82	10.95%
14. その他	24	3.19%

【その他】

○ 家の前などに車が多く止まりすぎている。
○ 病院の待ち時間が長い
○ トイレの位置を常に確認している
○ 道路の段差、信号の色が分からない
○ 男性用トイレには汚物入れがない
○ 車イスを乗せるリフト車が役場に置いてほしい　等

問25　あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。（○は1つだけ）

	回答数	%
1. 会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている	55	12.88%
2. ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	9	2.11%
3. 専業主婦（主夫）をしている	49	11.48%
4. 福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A・B型、生活介護も	58	13.58%
5. 病院などのデイケアに通っている	15	3.51%
6. リハビリテーションを受けている	13	3.04%
7. 自宅で過ごしている	170	39.81%
8. 入所している施設や病院等で過ごしている	37	8.67%
9. 大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	1	0.23%
10. 特別支援学校（小中高等部）に通っている	4	0.94%
11. 一般の高校、小中学校に通っている	4	0.94%
12. 幼稚園、保育所、障害児通園施設などに通っている	0	0.00%
13. その他	12	2.81%

【その他】

○ 老人向けの農作業健康のために頑張って居ります。
○ 農家なので畑で自家用野菜などを作っている等　4件
○ 新聞、テレビ
○ ゲイトボール　　等

【問25で、1．を選択した場合にお答えください。】

問26　どのような勤務形態で働いていますか。（○は1つだけ）

	回答数	%
1．正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない	9	2.20%
2．正職員で短時間勤務などの障害者配慮がある	4	0.98%
3．パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員	13	3.17%
4．自営業、農林水産業など	30	7.32%
5．その他	16	3.90%
無記入	338	82.43%

【問25で、1．以外を選択した18～64歳の方にお聞きします。】

問27　あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。（○は1つだけ）

	回答数	%
1．仕事をしたい	64	15.61%
2．仕事はしたくない、できない	101	24.63%
無記入	245	59.76%

問28　将来、収入を得る仕事をするために、仕事の練習が必要だと思いますか。（○は1つだけ）

	回答数	%
1．すでに練習している（職業訓練を受けている）	21	5.12%
2．練習したい（職業訓練を受けたい）	42	10.24%
3．練習したくないし、する必要はない（職業訓練を受けたくない、必要ない	87	21.22%
無記入	260	63.42%

問29　あなたは、今後、仕事をする上で、どのようなことが必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

	回答数	%
1. 通勤手段の確保	26	7.65%
2. 勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	19	5.59%
3. 短時間勤務や勤務日数等の配慮	37	10.88%
4. 在宅勤務の拡充	13	3.82%
5. 職場の障がい者理解	50	14.71%
6. 職場の上司や同僚に障がいの理解があること	49	14.41%
7. 職場で介助や援助等が受けられること	28	8.24%
8. 就職後のフォローなど職場と支援機関の連携	30	8.82%
9. 仕事に必要な知識などを取得するための指導	36	10.59%
10. 仕事についての職場外での相談対応、支援	30	8.82%
11. その他	22	6.47%

【その他】

○　最賃の確保

○　職場での会合や、旅行への対応　　等

○障がい福祉サービス等の利用についてお聞きします。

問30　障害者総合支援法による障がい福祉サービスをご存知ですか。（○は1つだけ）

1. 知っている	113	27.56%	2. 知らない	249	60.73%	無記入	48	11.71%

（問30で「知っている」と答えた方）

問31　障がい福祉サービスについて、困っていることがありますか。（あてはまるものすべてに○）

	回答数	%
1. 制度の仕組みがわからない	54	22.13%
2. 専門用語がわからない	30	12.30%
3. サービス利用の経済的負担が重い	25	10.25%
4. どのサービス事業者を選んだらよいかわからない	20	8.20%
5. サービスを利用するための相談をする場所がわからない	18	7.38%
6. これまでよりサービスの質が落ちた	3	1.23%
7. サービス提供事業者が少ない	13	5.33%
8. サービス利用の手続きが面倒になった	15	6.15%
9. その他	5	2.05%
10. 特に困ることはない	61	24.98%

【その他】

○ 次々に制度が変わるとことがあり、将来必要な援助を受けさせてもらえることができるのか不安である。
○ 理解できず言われた通りにしている。わからない。家族に頼んでいる。　等

問32　美瑛町内にある障がい者関連施設をご存知ですか。（あてはまるものすべてに○）

	回答数	%
1.「美瑛デイセンターすずらん」（生活介護、就労継続支援B型）	186	34.64%
2.「アトリエ・トムテ」（生活介護）	88	16.39%
3.「丘のまち停車場」（就労継続支援B型）	71	13.22%
4.「情熱ファクトリー」（就労継続支援A型）	18	3.35%
5.「ミルクファクトリー」（就労移行支援）	15	2.79%
6.「丘のガーデン」（グループホーム）	28	5.21%
7.「美瑛町ホームヘルプサービスセンター」（居宅介護等）	80	14.90%
8.「美瑛町子ども支援センター」（児童発達支援）	51	9.50%

問33　あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。（○は1つだけ）

	回答数	%
1. 区分1	4	0.98%
2. 区分2	14	3.41%
3. 区分3	18	4.39%
4. 区分4	18	4.39%
5. 区分5	10	2.44%
6. 区分6	6	1.46%
7. 受けていない	221	53.90%
無記入	119	29.02%

問34　あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。（①から⑳のそれぞれについて、「現在利用しているか」と「今後利用したいか」の両方を回答（番号に○）してください）

	回答数			
	現在利用している		今後利用予定	
	利用	未利用	希望有	希望無
① 居宅介護（ホームヘルプ）	25	247	88	152
② 重度訪問介護	3	247	56	170
③ 同行援護	2	239	37	173
④ 行動援護	14	226	53	158
⑤ 重度障害者等包括支援	3	233	39	172
⑥ 生活介護	46	202	81	129
⑦ 自立訓練（機能訓練、生活訓練）	14	224	58	158

⑧ 就労移行支援	13	221	32	173
⑨ 就労継続支援（A型、B型）	28	210	39	162
⑩ 療養介護	12	228	51	155
⑪ 短期入所（ショートステイ）	19	223	86	137
⑫ 共同生活援助（ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ）	29	215	72	138
⑬ 施設入所支援	32	204	64	133
⑭ 相談支援	42	190	121	91
⑮ 児童発達支援	4	202	20	159
⑯ 放課後等デイサービス	4	197	12	163
⑰ 保育所等訪問支援	2	197	7	165
⑱ 医療型児童発達支援	4	196	15	158
⑲ 福祉型児童入所支援	2	198	14	159
⑳ 医療型児童入所支援	2	198	13	159

○相談相手についてお聞きします。

問35　あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。（あてはまるものすべてに○）

	回答数	%
1. 家族や親せき	255	35.27%
2. 友人・知人	86	11.89%
3. 近所の人	24	3.32%
4. 職場の上司や同僚	15	2.07%
5. 施設の支援員など	93	12.86%
6. ホームヘルパーさん	28	3.87%
7. 障害者団体や家族会	11	1.52%
8. かかりつけの医師や看護師	86	11.89%
9. 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	40	5.53%
10. 民生委員・児童委員	23	3.18%
11. 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	4	0.55%
12. 相談支援事業所	11	1.52%
13. 行政機関の相談窓口	36	4.98%
14. その他	11	1.55%

【その他】

○　本当は悩みや困ったことを言うことができない

○　自分で考える　　等

問36　あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。（あてはまるものすべてに○）

	回答数	%
1. 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	130	17.76%
2. 役場などの広報誌	149	20.36%
3. インターネット	18	2.46%
4. 家族や親せき、友人・知人	114	15.57%
5. サービス事業所の人や施設職員	91	12.43%
6. 障害者団体や家族会（団体の機関誌など）	18	2.46%
7. かかりつけの医師や看護師	70	9.56%
8. 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	59	8.06%
9. 民生委員・児童委員	24	3.28%
10. 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	5	0.68%
11. 相談支援事業所	14	1.91%
12. 行政機関の相談窓口	34	4.64%
13. その他	6	0.83%

【その他】

○　研修会等

○　本人が情報を理解できない　　等

○権利擁護についてお聞きします。

問37　あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。（○は1つだけ）

	回答数	%
1. ある	43	10.49%
2. 少しある	55	13.41%
3. ない	237	57.80%
無記入	75	18.30%

【問37で、1．又は2．と回答された方にお聞きします。】

問38　どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。（あてはまるものすべてに○）

	回答数	%
1．学校・仕事場	30	18.40%
2．仕事を探すとき	12	7.36%
3．外出先	48	29.45%
4．余暇を楽しむとき	18	11.04%
5．病院などの医療機関	23	14.11%
6．住んでいる地域	28	17.18%
7．その他	4	2.46%

【その他】

○　乗り物系

○　施設　　等

問39　成年後見制度についてご存じですか。（○は1つだけ）

	回答数	%
1．名前も内容も知っている	68	16.59%
2．名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	88	21.46%
3．名前も内容も知らない	160	39.02%
無記入	94	22.93%

○災害時の避難等についてお聞きします。

問40　あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。（○は1つだけ）

	回答数	%
1．できる	153	37.32%
2．できない	143	34.88%
3．わからない	77	18.78%
無記入	37	9.02%

問41　家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。（○は1つだけ）

	回答数	%
1. いる	120	29.27%
2. いない	102	24.88%
3. わからない	135	32.93%
無記入	53	12.92%

問42　あなたは、災害時の避難場所を知っていますか。（○は1つだけ）

	回答数	%
1. 知ってる	176	42.93%
2. 知らない	185	45.12%
無記入	49	11.95%

問43　火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

	回答数	%
1. 投薬や治療が受けられない	158	17.97%
2. 補装具の使用が困難になる	37	4.21%
3. 補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	32	3.64%
4. 救助を求めることができない	82	9.33%
5. 安全なところまで、迅速に避難することができな	172	19.57%
6. 被害状況、避難場所などの情報が入手できない	79	8.99%
7. 周囲とコミュニケーションがとれない	62	7.05%
8. 避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安	171	19.45%
9. その他	20	2.28%
10. 特にない	66	7.51%

【その他】

- ○　災害時の避難場所の指定が決められていない。地域、町での話がない。
- ○　気管切開での人工呼吸器を使用してるので不安
- ○　椅子がないと座れない
- ○　小学校跡も牧場も中途半端で避難できるか不安。
- ○　テレビでの情報では、入手しにくい所もある
- ○　すべて心配　　等

美瑛町地域自立支援協議会設置要綱

（設置）

第１条　障がい者等の相談、助言及び情報の提供その他の障がい福祉サービスの利用支援、地域の関係機関の連携強化等のため、美瑛町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　協議会の協議事項は、次のとおりとする。

（１）　障がい福祉サービス利用等に係る相談支援事業

（２）　困難事例への対応のあり方

（３）　地域の関係機関によるネットワーク構築

（４）　美瑛町障がい者基本計画及び美瑛町障がい福祉計画等の作成

（５）　その他、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の円滑な実施に向けて

（組織）

第３条　協議会の委員は、１０人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

（１）　障がい福祉サービス事業者の代表者

（２）　障がい者関係団体

（３）　保健・福祉関係団体

（４）　家族会関係者

（５）　学識経験者

（６）　その他町長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員）

第５条　協議会に会長及び副会長をそれぞれ１人おく。

２　会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

３　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　協議会は、会長が招集し、その議長となる。
２　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（部会）
第７条　協議会に専門の事項を審査協議するため、部会を置くことができる。
２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

（事務局）
第８条　協議会の事務局は、保健福祉課に置く。

（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則
この要綱は、平成２０年９月３０日から施行する。
この要綱は、平成２５年１２月１日から施行する。

美瑛町地域自立支援協議会委員名簿

氏　　名	備　　考
森　居　栄　治	会　長（美瑛デイセンターすずらん管理者）
石　田　良　一	副会長（手をつなぐ育成会会長）
青　田　知　史	委　員（アトリエ・トムテ施設長）
千　葉　光　如	〃　（NPO 法人ウイングサポート理事長）
板　山　明　治	〃　（美瑛ホームヘルプサービスセンター所長）
長谷川　　仁	〃　（美瑛町身体障害者福祉協会事務局長）
井　手　弘　美	〃　（あゆみの会会長）
高　山　　昇	〃　（身体障害者相談員）
道　廣　京　子	〃　（知的障害者相談員）